

望月とおる市議会だより

望月とおる市議会だより
 第6号
 令和2年10月31日発行
 編集・発行者
 市議会議員
 望月徹事務所
 〒421-3303
 富士市南松野 2011-5

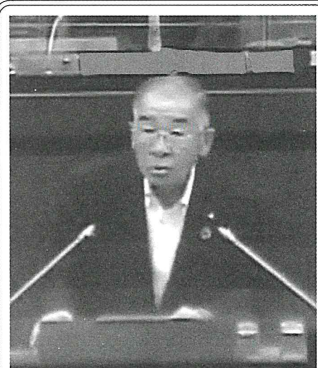
戸籍謄本、所得証明等の 諸証明交付業務が民間 委託される件について

まちづくりセンターの管理運営を現在の市直営から、まちづくり協議会が指定管理者として、市から受託した場合（モデル地区）戸籍謄本等の諸証明の交付業務が民間委託（指定管理者或は民間業者）となる件について

① 指定管理者等が雇用する人が、戸籍謄本等の交付業務を行うことになるが、情報漏洩に対する市民の安心感が薄らぐことになる。それは住民サービスの向上に繋がらないと考えるが如何か。

② 指定管理者等からの情報漏洩による被害が生じる人が発生した場合、道義的責任はもとより、訴訟が起こされた際のその責任の所在と損害賠償責任は誰が負うのか。

③ 将来、指定管理者等の手を煩わせることなく、本人だけの作業により、本人が受け取れる諸証明の交付が広く受けられるようになるまで、まちづくりセンターにおけるこの諸証明の交付の業務は、市職員が行うべきと考えるが如何か。



録画継中
 「富士市議会、本会議録画映像」
 令和2年9月定例会、10月5日望月徹で
 配信されています。是非ご覧ください。

質問 全文

議長のお許しを得て、先に
 通告いたしました2項目について
 質問いたします。

1項目は、まちづくりセンターにおける指定管理者制度と諸証明書類の発行業務についてです。

本市においては、小学区を中心としたまちづくりセンターが設置され、市民サービスの向上に寄与しています。このまちづくりセンターの運営・管理について地区まちづくり協議会が指定管理者となる制度の導入を推進しています。

現在のまちづくりセンターの重要な事業に住民票・戸籍謄本等諸証明の交付があります。遠隔地の住民にとって本庁に行かないで証明書類が交付されるのはたいへん便利です。特に高齢者にとって公共施設での交付は安心感と手続きの不備がその場で指摘を受け、訂正できる利便性とやさしさがあります。

証明書類の発行・交付業務の多くは平成18年6月「公共サービス改革法34条特例」により、市職員が常駐しない態様において民間委託が可能となりました。

本市はまちづくりセンターの運営をまちづくり協議会が指定管理者となり、この制度を導入した場合、この諸証明などを交付する事業は指定管理者に別契約で委託するのは他の民間業者等に委託のどちらかの選択としております。（以下、指定管理者、他の民間業者等を「指定管理者等」という）

市の直営は、まちづくり協議会が指定管理者制度を導入しない場合です。従来通り、まちづくりセンターの運営を市職員が継続して実施する場合は、

情報漏洩防止策講じる 市民サービスコーナー業務委託

2020年10月8日 富士ニュースより

富士市は、令和4年度までにモデル地区で実施を目指すまちづくりセンターの指定管理者制度導入に伴い、住民票や戸籍謄本の交付業務（市民サービスコーナー）も入れこむ業務委託を行う。委託の際には契約書などに「機密情報及び個人情報」の取り扱いに関する規定を盛り込み、機密情報や個人情報の漏洩防止策を講じる考えを示した。

5日の市議会定例会で望月徹市長の提案を、市民サービスコーナーの指定管理者制度は、まちづくりセンターの指定管理者が、まちづくり協議会が指定管理者となる。まちづくり協議会が指定管理者となる場合は、まちづくり協議会が指定管理者となる。まちづくり協議会が指定管理者となる場合は、まちづくり協議会が指定管理者となる。

委託先は指定管理者、市民サービスコーナー、民間事業者の地区の皆さまには、受託者の帰属責任によるものは受託者の責任とする」と記載する。望月氏は、中には他人に知られたくない出生の秘密や所得状況など、プライバシー情報があるかもしれない。地区の顔見知りの方などが交付業務に当たると、漏洩などが発生し、訴訟を起こされた場合の責任については、委託先が責任を負う。規定には委託者である市の帰属理由（※）による個人情報不正取得、乱用、漏洩に関する委託者の責任と、受託者の帰属責任によるものは受託者の責任とする」と記載する。

諸証明の中でも特に戸籍謄本の交付、所得証明は最も重要な交付業務です。戸籍謄本の請求時の本人確認は、運転免許証などの顔認証の書類の提示がない限り、指定管理者等では煩わしい提示となります（健康保険証・年金手帳等二つを提示する必要あり）。提示書類を持たない場合は、指定管理者等では聞き取りによる本人確認はできないため、戸籍謄本を交付することはできません。それだけ、重要度の高い書類と言えます。

指定管理者等の場合、危険さを認めることを以下にあげながら5点について質問いたします。

1. 市職員は職員試験を受けて、職員となっています。退職後も守秘義務があり、市民は安心して交付を受けています。しかし、指定管理者等が受託した場合、指定管理者等が雇用することになり、地区の顔見知りの方が採用されることも多々あると考えます。そして、将来、26ヶ所を実施することになります。雇用された方の退職後も含めた、情

報漏洩に対する市民の安心感が薄くなることは否めないと思います。それは住民サービスの向上に繋がらないと考えますがいかがでしょうか。

2. 本庁市民課証明発行窓口等業務の委託仕様書には「セキュリティマネジメント（セキュリティの認証）を取得していることを条件としています。指定管理者等に委託した場合も、この基準に合わせる考えをお持ちでしょうか。

3. 指定管理者等からの情報漏洩による被害が生じる人が発生した場合、道義的責任はもとより、訴訟が起こされた際のその責任の所在と損害賠償責任は誰が負うのでしょうか。

4. 現在の市直営でかかる経費と指定管理者制度に移行した場合の経費について、どのような違いがあるのでしょうか。

5. 将来、指定管理者等の手を煩わせることなく、本人だけの作業により、本人が受け取れる諸証明の交付が広く受けられるようになるまで、まちづくりセンターにおけるこの諸証明交付の業務は、市職員が行うべきと考えますがいかがでしょうか。以上、当局の見解をお伺いします。当局見解は、富士ニュース欄に掲載されています。

松野地区まちづくり協議会は自ら、まちづくりセンターの管理運営を市直営から「まちづくり協議会が指定管理者」となって、管理運営するモデル地区」となることを検討しています。（令和2年10月5日現在）

尚、諸証明の発行業務等は別契約として、本庁の動向を踏まえ、別途検討していくこととなります。